

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期限の設定）について
高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の許可

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 19 条第 1 項

第 1 種貯蔵所の所有者又は占有者は、第 1 種貯蔵所を、その位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 1 種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではない。

一般高圧ガス保安規則第 27 条、第 28 条
 液化石油ガス保安規則第 28 条、第 29 条

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 16 条第 2 項の規定は、第 1 項の許可に準用する。

都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その第 1 種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。

一般高圧ガス保安規則第 21 条～第 23 条
 液化石油ガス保安規則第 22 条～第 24 条

2 （審査基準）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について
 （平成 19・06・18 原院第 2 号）
 法第 16 条関係

一般高圧ガス保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 1 号）
 液化石油ガス保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 2 号）

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	